

教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画について

- （１）給特法の改正
- （２）法改正の内容
- （３）指針の内容
- （４）業務の３分類
- （５）業務量管理・健康確保措置実施計画（草案）
- ※ 今後の予定(案)

我が国においては、教師の業務が著しく長時間化しており、その実態が極めて深刻であるという現状認識があります。

持続可能な学校教育を実現し、教育成果を維持し、さらに向上させていくためには、教師がこれまでの働き方を見直し、心身ともに健康な状態で、子ども達と向き合う時間を十分に確保できる環境を整備することが喫緊の課題となっています。

このような背景から、「公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法（**給特法**）」が改正され、文部科学大臣が定める「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」に即して、公立学校の教育職員に係る服務監督権者である各教育委員会が、地域や学校の実情に応じ、**教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画を定めることと**されました。

■ R7年6月18日 公立の義務教育委諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法（**給特法**）改正

■ R7年9月25日 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する
教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する**指針**が発出

この給特法改正では、業務量の適切な管理のための実施計画を定めたときは総合教育会議に報告することとされているため、作成しつつある「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」の方向性・草案について、本会議でお示しいたします。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（第七条・八条に追加改正）

(教育職員の業務量の適切な管理等業務量管理・健康確保措置に関する指針の策定等)

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置(次条において「業務量管理・健康確保措置」という。)に関する指針(次項及び同条第一項において単に「指針」という。)を定めるものとする。

(教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等)

第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画(以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。)を定めるものとする。

2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標
- 二 業務量管理・健康確保措置の内容
- 三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

3 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第一条の四第一項の総合教育会議をいう。次項において同じ。)に報告するものとする。

用語（参考）

教員……教育に従事する職員。学校の職員のうち事務職員、技術職員は除かれ、校長も含まれない。：学校教育法
教育職員…幼・小・中・高校・特支等の主幹教諭、養護教諭、指導教諭、教諭、栄養教諭、講師等をいう。

大学の教員は含まれない。教育職員免許法による教員免許状を有するもの：教育職員免許法

教職員……校長、教員に加え、事務職員も含む。：地方公務員法

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（R7.9.25発出）

第2節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

- (1) 服務監督教育委員会は、本指針に即して実施計画を定めること(給特法第8条第1項)。
- (2) 実施計画においては、次のイからハまでに定めるところにより、給特法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする**目標**、業務量管理・健康確保措置の**内容**、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し**必要な事項**を定めること(給特法第8条第2項)。

イ 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

(i) 教育職員の業務量の適切な管理を行う上で、時間外在校等時間に係る目標を設定すること。政府として、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとし、実施計画においては、各教育職員の時間外在校等時間について前章第3節(2)で示す上限時間の範囲内にするための数値目標を設定すること。目標に設定する時間外在校等時間の指標を例示すると、おおむね次のとおりであり、当該指標を用いる場合にあっては、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要があること。

- (イ) 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合 100パーセントとすることを目指すこと。
- (ロ) 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 平均で30時間程度とすることを目指すこと。
- (ハ) 教育職員の1年間時間外在校等時間360時間以下とすることを目指すこと
- (ii) 教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定すること。

R7年度常総市立学校の時間外在校等時間

	年平均	月45hを超える割合	月80hを超える割合
小学校	27.5 h/月	18.1%	0.0%
中学校	38.0 h/月	34.5%	0.0%

用語（時間外在校等時間）

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間を「在校等時間」といい、これには校外活動指導やテレワークも含む。自己研鑽や休憩は含まない。在校時間から正規の勤務時間を差し引いた、超勤4項目を含む時間を「**時間外在校等時間**」という。

教育職員が教育活動のため学校内外にいる時間

在校等時間（超勤4項目・校外指導やテレワークを含む）		休憩・自己研鑽etc
正規の勤務時間（7h45m）	時間外在校等時間	

□ 業務量管理・健康確保措置の**内容**

実施計画には、服務監督教育委員会が講ずる業務量管理・健康確保措置のうち、**次節に掲げる措置**その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する**具体的な内容を記載するものとする。**

ハ その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し**必要な事項**

第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

(1) 所管に属する各学校における教育職員の勤務状況その他の業務量並びに健康及び福祉に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、(2)及び(3)に定めるものその他の業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施すること。(後略)

(2) 学校又は教師(説明列記略)の**業務の3分類**(次のイからハまでの分類をいう。)を踏まえ、学校又は教育職員が担っている**業務の分担の見直しや適正化を図ること。**

・・・(略)以下イ～ハを列記：7ページの

学校と教師の業務の3分類

参照・・・

(3) 所管に属する各学校における次に掲げる**措置の推進を通じ、教育職員が担う業務の適正化を図ること。**

イ 学校教育法施行規則において定められる授業時数の標準を大きく上回って編成されている教育課程を当該学校の指導体制に見合うものとなるようにするとともに、年間授業週数の実態に応じて1日及び1週間当たりの授業時数を標準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の見直しを行うこと。その際、始業日の設定に当たっては、教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担の観点にも留意すること。

□ 学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合すること。

ハ 学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行うこと。

ニ デジタル技術を活用した校務の効率化を推進すること。

ホ 職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備すること。

ヘ 教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備すること。

ト 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなるようにすること。

(3) 指針の内容③

- (4) 教育職員、事務職員及び支援スタッフ（自治体独自財源によるものを含む）の体制を充実すること。
- (5) 教育職員の産育休取得に伴い配置される職員について、正規の教育職員の計画的な配置の充実に努めること。

・・・下記(6)～(11)が健康及び福祉の確保に関する取組み・・・

- (6) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
- (7) 終業から始業までに11時間以上の継続した休息時間を確保すること。（勤務間インターバルの確保）
- (8) 教育職員の勤務状況・健康状況に応じて健康診断を実施すること。医師等によるストレスチェックを行うこと。
- (9) 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。必要に応じて産業医等による助言指導を受け、保健指導を受けさせること
- (10) 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得することを含め、その取得を推進すること。
- (11) 早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図ること。

第4節 措置等を講ずるに当たっての留意事項

- (1) 形式的に目標達成することや、真に必要な活動を削ったり、虚偽の時間を記録させることが有ってはならない。
- (2) 本来業務の持ち帰りは行わないことが原則。目標を達成することを目的に自宅等に持ち帰る時間が増加することは厳に避けなければならない。
- (3) 上限方針及び実施計画の内容について保護者や地域その他の関係者の理解が得られるよう周知を図ること。
- (4) 地方公共団体の関係部局や関係機関の協力を得ることが重要。教育委員会は総合教育会議における協議を通じて市町村関係部局と密接な連携を図るものとする。
- (5) 各学校の在校等時間の状況と計画内容は、保護者や地域住民の理解を得ることも重要。各学校への学校運営協議会や学校評議員との協議の活用を推進するものとする。
- (6) 都道府県は上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 県教委においては市町村教委に対し、必要な指導助言援助を行うよう努める。市町村教委が法律上の義務を十分に果たしていないときは、積極的な指導助言等を行う。
- (8) 各学校においては校長等の学校管理職の果たす役割が大きい。管理職は教育職員の勤務状況を把握し、組織マネジメントの実施により教職員全員が一丸となって教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築すること。
- (9) 学校管理職の人事評価項目や研修内容に、組織マネジメントに関することを加え、資質能力向上へ取り組む。

学校と教師の業務の3分類

R7.9.26文科省からの
通知文書内の別添資料

- 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。
これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の
連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ
との協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ ○印は、国から示された計画ひな型例に
とりたてて記載明記があるもの

1 目標

- (1) 時間外在校等時間に関する目標：
- ア 全ての教育職員の時間外在校等時間を45時間/月以下にする。
 - イ 時間外在校等時間の平均を30時間/月程度にする。
- } 指針の目標数値を入れます。
市学校管理規則はR8.4改正済み
- (2) ワークライフバランス等に関する目標：年次有給休暇の平均取得日数目標を明記する。

2 計画期間

令和9年度から令和11年度まで：

文科省は「令和11年度までに時間外在校等時間を平均30時間/月程度に削減する」という目標を立てている。

3 業務量管理・健康確保措置の内容

- (1) 業務の3分類の見直し（主として文科省のひな型例に掲載している項目を明記しました。）
- ア 学校以外が担うべき業務
 - (ア)登下校の通学路における日常的な見守り活動等：教育職員以外(保護者等)の活動を推進する。
 - (イ)時間外における校外の見回り，児童生徒が補導されたときの対応：警察に委ね実施しないこととする。
 - (ウ)学校徴集金の徴集・管理(公会計化)：実施に向けた情報収集
 - (エ)保護者等からの過剰な苦情・不当要求等への対応：弁護士の活用できる環境を整備する。
 - イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
 - (ア)調査統計等への回答：システムの機能利用による負担軽減
 - (イ)学校施設の管理：プールの共同利用や学校開放のデジタル化などを明記する。
 - (ウ)部活動：地域展開を推進する。
 - ウ 教師の業務だが，負担軽減を促進すべき業務
 - (ア)授業準備，学習評価，成績処理等：校務支援システムとの連携，AIドリルの活用を明記する。
 - (イ)支援が必要な児童生徒・家庭への対応：医療的ケア児への対応や外国籍児童生徒への支援を明記する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 年間総授業時数及び週当たり授業時数について、真に必要な時数となるよう設定する。
- イ 十分な効果が見込まれない活動等の見直し
- ウ 全学校において通話録音機能付き電話の導入検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 時間外在校等時間が80時間/月を超えた職員への面接指導。
- イ 勤務間インターバルの確保（日々の終業から、次の日の始業まで11h以上の確保を目安とする）
- ウ ストレスチェックの実施率を100%へ目指す。(R7：378名/406名≒93.3%)
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- オ まとまった年次有給休暇を連続して取得できるよう、各学校へ取得を促進する。
- カ 長期休業期間中に設定する具体的に学校閉庁日を明記する。(8/12～16,12/28～1/4など)

4 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 市立学校の教育職員の在校等時間の状況を公表し、市教育委員会、総合教育会議にても報告する。
- (2) 子ども達への支援にあたる人材確保にあたり関係部局、関係機関とともに取組む。
- (3) 更新導入する新校務支援システムで時間外在校等時間の目標達成状況を管理し、ワークライフバランス等の達成状況については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 各学校の状況を教育委員会が確認し、計画内容に沿っていない場合は、個別の支援や指導等を実施する。
- (5) 本計画を各学校への周知を行い、管理職へ向けたマネジメントに関する研修も充実させる。
- (6) 各学校においては管理職のリーダーシップのもと学校評議員や学校運営協議会との協議も踏まえ取組を実施する。
- (7) 市長部局と連携し、保護者・地域の自治体等に対して「業務の3分類」を始めとした、教育職員の業務量管理・健康確保措置の内容を周知し協力を呼び掛ける。：各地域のコミュニティ協議会の活用が想定される。

※今後の予定(案)

R8.7月	R8.8月	R8.9月	R8.10月	R8.11月	R8.12月	R9.1月	R9.2月	R9.3月	R9.4月
総合教育会議 にて方向性提示	各課で計画案調整 (指導課・生涯学習課)		11/2校長会に 計画案提示		12月定例 教育委員会	総合教育会議 計画案を報告			計画施行